

閣僚宣言

1. 世界貿易機関で具現される多数国間貿易制度は、過去 50 年に渡って経済成長、開発及び雇用に対して大きく貢献してきた。我々は、特に地球規模の経済減速に照らして、貿易政策の改革及び自由化の過程を維持し、従って当該制度が回復、成長及び開発を促進する上で十分な役割を果たすを確保する旨確信する。我々は、従って、世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定に規定される原則及び目的を強く再確認し且つ保護主義の利用を拒否することを誓うものである。
2. 国際貿易は、経済開発の促進及び貧困の軽減で主要な役割を果たすことができる。我々は、我々全ての国民が多数国間貿易制度が生み出す機会の増加及び厚生取得から恩恵を得る必要性を認識する。WTO 加盟国の過半数は、開発途上国である。我々は、本宣言で採択された作業プログラムの中心に開発途上国のニーズ及び利益を置くことを求める。マラケッシュ協定の前文を想起し、我々は、開発途上国、特に開発途上国の中でも後発開発途上国がその経済開発のニーズと相応する世界貿易の成長で持分を確保することを保証するため前向きな努力を継続して行なうものとする。こうした文脈で、強化された市場アクセス、均衡の取れた規則及び十分に目標に沿った持続可能な資金に裏付けされた技術支援及び能力形成プログラムは果たすべき重要な役割を有する。
3. 我々は、後発開発途上国の特別な脆弱性及び後発開発途上国がグローバル経済で直面する特別な構造的困難を認識する。我々は、国際貿易における後発開発途上国の限界について言及し又多数国間貿易制度におけるその有効な参加について改善を約束する。我々は、マラケッシュ、シンガポール及びジュネーブにおける会合で閣僚が、及びブラッセルにおける第 3 回国連後発開発途上国会議で国際社会が、後発開発途上国に対し多数国間貿易制度及びグローバル経済へ利益のある且つ意味のある統合の確保を支援するため行なった約束を想起する。我々は、我々が設定する作業プログラムの下で WTO がこれら約束を効率的に構築する点でその役割を果たすと確信する。
4. 我々は、地球規模での貿易規則の策定及び自由化の唯一の場として WTO の約束を強調する一方、地域貿易協定も貿易の自由化及び拡大の促進及び開発の強化で重要な役割を果たすことができる旨認識する。
5. 我々は、急速に変化する国際環境で加盟国が直面する挑戦は、貿易分野で執られる措置のみを通じて言及できないことを承知している。我々は、グローバル経済政策の策定でのより一貫性についてブレトンウッズ機関と引続き作業するものとする。
6. 我々は、マラケッシュ協定の前文で記述した持続可能な開発の目的に対する約束を強く再確認する。我々は、開放且つ無差別な多数国間貿易制度を支持及び保護し、又環境保

護及び持続可能な開発の促進について作為する目的は、相互に支持することができ又しなければならないと確信する。我々は、貿易政策に関する国内環境評価を自主的に実施する加盟国の努力を留意する。我々は、WTO 規則の下で、人、動物又は植物生命又は健康の保護、又は WTO 加盟国が適切と判断する水準での環境保護の措置を取ることを妨げられないことを認識する。但し、それら措置が同一条件が普遍的となっている諸国間で恣意的又は正当化できない差別の手段、或いは国際貿易に関する偽装された制限を構成する方法で適用されない、或いは WTO 協定の規定に従う要件を条件とする。我々は、UNEP 及びその他政府関係機関との WTO の継続する協力を歓迎する。我々は、WTO と関連する国際環境開発機関、特に 2002 年 9 月に南アフリカ、ヨハネスバーグで開催される持続可能な開発に関する世界サミットに向けての協力を促進する努力を奨励する。

7. 我々は、サービス貿易に関する一般協定に基づき、サービス提供を規制し、又新規則を導入する加盟国の権利を再確認する。
8. 我々は、シンガポール閣僚会議で行なった国際的に認識されたコア労働基準に関する宣言を再確認する。我々は、グローバル化の社会的局面について国際労働機関(ILO)で行なわれている作業を留意する。
9. 我々は、本会議が中国及び台湾の WTO 加盟手続きを完了したことを特別な満足を示す。我々は又、前回の閣僚会議以降、新規加盟国としてアルバニア、クロアチア、グルジア、ヨルダン、リトアニア、モルドバ及びオマーンの加盟を歓迎する。これら加盟は、現在加盟交渉中の 28 ヶ国が加盟した際には、多数国間貿易制度を一層強化することとなる。我々は、従って、加盟手続きが可能な限り速やかに完了することが一層重要であることを付記する。特に、我々は、後発開発途上国の加盟を加速化することを約束する。
10. WTO 加盟国の拡大によって提起された挑戦を認識し、我々は、内部的な透明性及び加盟国全ての効率的な参加を確保する共同責任を確認する。WTO の政府間の性格であることを強調する一方、我々は、WTO の運営を情報のより効率的且つ迅速な普及によることを含め、一層透明性のあるものとし、及び一般公衆との対話を改善することを約束する。我々は、従って、国家間及び多数国間レベルで、引続き WTO に関する一層の公衆の理解を促進し又自由、規則に基づく多数国間貿易制度の恩典を伝達するものとする。
11. これら検討から、我々はここに、下記に設定した広範且つ均衡の取れた作業プログラムを実施することを合意する。本プログラムは、多数国間貿易制度が直面する挑戦を対処するため必要である拡大された交渉課題及びその他の重要な決定並びに活動の両方を含んでいる。

作業プログラム

実施に関係する問題と事項

12. 我々は、加盟国によって提起された実施に関係する問題及び事項に対して最大の重要性

を与え又それらに対する最適な解決を見出すことを決意する。この関係で、及び 2000 年 5 月 3 日及び 12 月 15 日の一般理事会決定を尊重し、我々は、文書 WT/MIN(01)/W/10 の実施に関係する問題及び事項に関する決定を加盟国が直面した多数の実施問題を言及するため更に採択する。我々は、未解決の実施問題に関する交渉は、我々が設定している作業プログラムの全体部分であること、及びこれら交渉の早い段階で至った合意は下記パラグラフ 47 の規定に従って扱われることを合意する。この点で、我々は、以下を進めるものとする。(a)我々が本宣言で特別な交渉権限を与える場合、関連する実施問題は当該権限に基づき言及されるものとする、(b)その他未解決の実施問題は、関連する WTO 機関によって優先問題として言及されるものとし、関連する WTO 機関は適切な措置について 2002 年末までに下記パラグラフ 46 に基づき設立される貿易交渉委員会へ報告するものとする。

農業

13. 我々は、農業協定の第 20 条に基づき 2000 年初めに開始された交渉で既に実施された作業を、全体で 121 加盟国を代表して提出された多数の交渉提案を含め認識している。我々は、世界農業市場における制限及び歪曲を矯正し且つ防止するため支持及び保護に関する強化された規則及び特別約束を包含する基本的改革プログラムによる公正且つ市場志向の貿易制度を確立する農業協定で言及された長期目的を想起する。我々は、本プログラムに対する約束を再確認する。今日まで実施された作業に基づき且つ交渉結果を予断することなく、我々は、市場アクセスの大幅な改善、段階的に撤廃する目的で全ての形態の輸出補助金の削減、及び貿易を歪曲する国内補助の大幅な削減を目的とする包括的な交渉を約束する。我々は、開発途上国に対する特別且つ異なる待遇が交渉に関する全ての要素の全体部分であること及び運用上効率的であり又開発途上国が食料安全保障及び地域開発を含む開発ニーズを効率的に考慮できる様に譲許及び約束表に、又適切な場合に交渉される規則及び原則に具体化されることを合意する。我々は、加盟国によって提出された交渉提案に反映された非貿易的関心事項を留意し又非貿易的関心事項が農業協定に規定される交渉で考慮されることを確認する。
14. 特別且つ異なる待遇の規定を含む追加的約束の態様は、2003 年 3 月 31 日に設定されるものとする。参加国は、第 5 回閣僚会議日以前にこれら態様に基づく包括的約束表草案を提出するものとする。交渉は、規則及び原則並びに関係する法的テキストに関するものを含め、交渉課題全体の一部として且つ交渉課題全体の完了日に完了されるものとする。

サービス

15. サービス貿易に関する交渉は、全ての貿易相手国の経済成長及び開発途上国及び後発開発途上国の開発を促進する目的で行なわれるものとする。我々は、サービス貿易に関す

る一般協定の第 XIX 条に基づき 2000 年 1 月に開始された交渉で既に実施された作業及び加盟国によって広範な分野及び幾つかの横断的問題並びに自然人の移動について提出された多数の提案を認識する。我々は、交渉を継続する基礎として 2001 年 3 月 28 日のサービス貿易理事会によって採択された交渉の指針及び手続きを、サービス協定の前文、第 IV 条及び第 XIX 条に規定されるサービス貿易の一般協定の目的を達成する目的で再確認する。参加国は、2002 年 6 月 30 日までに特定約束の最初の要請及び 2003 年 3 月 31 日までに最初のオファーを提出するものとする。

非農産品の市場アクセス

16. 我々は、合意される方式によって、特に開発途上国にとって関心のある輸出品品についてタリフピーク、高関税及びタリフエスカレーションの削減又は撤廃を含む関税、並びに非関税障壁を削減又は適切な場合には撤廃を目的とする交渉を合意する。商品の対象範囲は、包括的且つ先験的な除外のないものとする。交渉は、GATT1994 の第 XXVIII 条以降の関連規定及び下記パラグラフ 50 に引用された規定に従って、削減約束の完全な双務主義を下回るものを含め、開発途上国及び後発開発途上国の特別なニーズ及び関心を全面的に考慮するものとする。本目的で、合意される方式は、後発開発途上国が交渉に効率的に参加することを支援する適切な調査及び能力育成措置を含む。

知的所有権の貿易関連側面

17. 我々は、公衆衛生を支持する方法において、既存の医薬品及び新規医薬品の研究開発に対するアクセス両方を促進することによって知的所有権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS 協定) の実施及び解釈に伴う又この関係で別個の宣言を採択する重要性を強調する。
18. 知的所有権の貿易関連側面に関する協定の理事会 (TRIPS 協定理事会) で開始された第 23.4 条の実施に関する作業を完了する目的で、我々は、ワイン及び蒸留酒の地理的表示の通知及び登録に関する多数国間制度の確立を第 5 回閣僚会議までに交渉することを合意する。我々は、第 23 条で規定された地理的表示の保護についてワイン及び蒸留酒以外の商品に対する拡大に関係する問題は、本宣言のパラグラフ 12 に従って TRIPS 理事会で対処されることを示す。
19. 我々は、TRIPS 理事会に対し、第 27.3(b) 条のレビューの下で第 71.1 条に基づく TRIPS 協定の実施に関するレビューを含む作業プログラム及び本宣言のパラグラフ 12 に従って予見される作業を実施する際に、特に TRIPS 協定と生物多様性に関する条約との関係、伝統的知識及び民俗の保護、第 71.1 条に従って加盟国が提起したその他関連する新たな展開を審査することを指示する。本作業を実施する際に、TRIPS 理事会は、TRIPS 協定の第 7 及び 8 条に規定された目的及び原則によって指針され又展開局面を全面的に考慮するものとする。

貿易と投資の関係

20. 貿易拡大に寄与する長期の越境投資、特に外国直接投資に対する透明性のある、安定した且つ予見可能な条件を確保する多数国間枠組の事案及び又パラグラフ 21 に言及される本分野における技術支援の強化及び能力育成のニーズを認識し、我々は、交渉が、第 5 回閣僚会議で交渉方式に関する明確な全会一致によって取られる決定に基づき同閣僚会議後に行なわれることを合意する。
21. 我々は、本分野における技術支援及び能力育成の強化された支援に対する開発途上国及び後発開発途上国のニーズを認識し、途上国がその開発政策及び目的、並びに人的及び制度的開発について緊密な多数国間協力の意味合いをより評価できる政策分析及び開発を含む。本目的で、我々は、UNCTAD を含むその他関連する政府間機関と協力し、又適切な地域間及び二国間チャンネルを通じて、これらニーズに対応する強化され且つ適切に資源化された支援を与えるため作業するものとする。
22. 第 5 回閣僚会議までの期間に、貿易と投資の関係に関する作業グループの追加的作業は、範囲及び定義、透明性、無差別、GATS 形式のポジティブリスト・アプローチに基づく設立前約束の態様、開発規定、例外及び国際収支セーフガード、協議及び加盟国間の紛争解決に関する明確化に焦点を充てる。如何なる枠組みも、投資元国と投資受入国の利害を均衡の取れた方法で反映し、又投資受入国政府の開発政策及び目的並びに公益の観点から規制する投資受入国の権利について妥当な考慮が払われるべきである。開発途上国及び後発開発途上国の特別な開発、貿易及び金融ニーズは、加盟国がその個別ニーズ及び状況と相応して義務及び約束を実施できる全ての枠組みの全体部分として考慮されるべきである。妥当な考慮はその他関連する WTO 規定に払われるべきである。適切な場合、投資に関する既存の二国間及び地域的取極めについて考慮が払われるべきである。

貿易と競争政策の相互作用

23. 競争政策の国際貿易と開発に対する寄与を強化する多数国間枠組の事案、及びパラグラフ 24 で言及される本分野における技術支援及び能力育成の強化するニーズを認識し、我々は、交渉が、第 5 回閣僚会議で交渉方式に関する明確な全会一致によって取られる決定に基づき同閣僚会議後に行なわれることを合意する。
24. 我々は、本分野における技術支援及び能力育成の強化された支援に対する開発途上国及び後発開発途上国のニーズを認識し、途上国がその開発政策及び目的、並びに人的及び制度的開発について緊密な多数国間協力の意味合いをより評価できる政策分析及び開発を含む。本目的で、我々は、UNCTAD を含むその他関連する政府間機関と協力し、又適切な地域間及び二国間チャンネルを通じて、これらニーズに対応する強化され且つ適切に資源化された支援を与えるため作業するものとする。
25. 第 5 回閣僚会議までの期間において、国際貿易と競争政策の相互作用に関する作業グル

ープの追加的作業は、透明性、無差別及び手続きの公正さを含むコア原則、及びハードコア・カルテルに関する規定、自主的協力の態様、開発途上国における能力育成を通じる競争機関の段階的な再執行に対する支持に関する明確化について焦点を充てる。開発途上国及び後発開発途上国の参加国のニーズ及びそれらを言及するため与えられる適切な弾力性について全面的な考慮が払われものとする。

政府調達における透明性

26. 政府調達の透明性に関する多数国間協定の事案及び本分野における技術支援及び能力育成の強化するニーズを認識し、我々は、交渉が、第 5 回閣僚会議で交渉方式に関する明確な全会一致によって取られる決定に基づき同閣僚会議後に行なわれることを合意する。これら交渉は、当該時点までに政府調達の透明性に関する作業グループで行なわれた進展に基づいて構築され又参加国の開発優先順位、特に後発開発途上参加国の優先順位を考慮する。交渉は、透明性の側面に限定されるものとし、従って、国内供給及び供給者に特惠を与える諸国の範囲を制限しない。我々は、交渉中及び交渉完了後の両方について適切な技術支援及び能力育成に対する支援を確保することを約束する。

貿易円滑化

27. 通過商品を含む商品の移動、解放及び通関を一層迅速化する事案及び本分野における技術支援及び能力育成の強化するニーズを認識し、我々は、交渉が、第 5 回閣僚会議で交渉方式に関する明確な全会一致によって取られる決定に基づき同閣僚会議後に行なわれることを合意する。第 5 回閣僚会議までの期間に、物品貿易理事会は、GATT1994 の第 V、VIII 及び X 条の関連側面をレビューし又適切な場合、明確化及び改善し、又加盟国、特に開発途上国及び後発開発途上国の貿易円滑化ニーズ及び優先順位を特定するものとする。我々は、本分野における適切な技術支援及び能力育成の支援の確保を約束する。

WTO 規則

28. 加盟国による経験及びこれら法的文書の適用の増加に照らして、我々は、GATT1994 の第 VI 条の実施に関する協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく原則の明確化及び改善を目的とする交渉を合意する一方、これら協定の基本概念、原則及び有効性を保持し又開発途上国及び後発開発途上国のニーズを考慮する。交渉の最初の段階で、参加国は、貿易歪曲慣行に関する原則を含む、明確化及びその後の段階での改善を求める規定を提示する。これら交渉の文脈で、参加国は又、水産物分野の開発途上国に対する重要性を考慮しつつ水産物補助金に関する WTO 原則の明確化及び改善を目的とする。
29. 我々は又、地域貿易協定に適用する既存の WTO 規定に基づく原則及び手続きの明確化及び改善を目的とする交渉に合意する。交渉は、地域貿易協定の開発側面を考慮するものとする。

紛争解決了解

- 30.我々は、紛争解決了解の改善及び明確化に関する交渉に合意する。交渉は、これまで行なわれた作業並びに加盟国によって提案された全ての追加的提案に基づくものとし、又成果が 2003 年 5 月以降に可能な限り速やかに発効することを確保する手続きを取る 2003 年 5 月以前に改善及び明確化について合意することを目的とする。

貿易と環境

- 31.貿易と環境の相互支援を強化する目的で、我々は、その結果を予断することなく以下について交渉することを合意する。

- (i)既存の WTO 規則と多数国間環境協定(MEA)に規定された特定の貿易義務との関係。交渉は、対象となる MEA の当事国間と言った様な既存の WTO 規則の適用可能性の範囲に限定されるものとする。交渉は、対象となる MEA の当事国でない如何なる加盟国の WTO 上の権利を損なうものではない、
- (ii)MEA 事務局と関連する WTO 委員会との定期的情報交換の手続き、及びオブザーバー地位を供与する基準、
- (iii)環境商品及びサービスに対する関税及び非関税障壁の削減又は、適切な場合の撤廃。我々は、水産物補助金はパラグラフ 28 に規定する交渉の一部を形成することを示す。

- 32.我々は、貿易と環境に関する委員会に対し、現行の検討項目内の課題に関する全ての項目に関する作業を進める際に、以下に対して特別な注意を払う旨指示する。

- (i)環境上の措置の、特に開発途上国、開発途上国の中でも特に後発開発途上国と関係で市場アクセスに対する影響、及び貿易制限及び歪曲の撤廃又は削減が貿易、環境及び開発に恩恵を及ぼすそれら状況、
- (ii)知的所有権の貿易関連側面に関する協定の関連規定、及び
- (iii)環境目的のラベル要件。

これら問題に関する作業は、関連する WTO 規則を明確化する全てのニーズの特定を含むべきである。当該委員会は、第 5 回閣僚会議へ報告し又、適切な場合、交渉の望ましいことを含め、将来措置に関して勧告を行うものとする。本作業の結果並びにパラグラフ 31(i)及び(ii)に基づき実施された交渉は、多数国間貿易制度の開放且つ無差別性質と両立し、既存の WTO 協定、特に衛生植物検疫措置に関する協定に基づく加盟国の権利及び義務を追加又は削減しないものとし、又はこれら権利及び義務の均衡を変更しないものとし、又開発途上国及び後発開発途上国のニーズを考慮する。

- 33.我々は、貿易と環境分野における技術支援と能力育成が開発途上国、特に後発開発途上国にとっての重要性を認識する。我々は又、専門性及び経験を国家水準で環境レビューの実施を希望する加盟国と共有することを奨励する。第 5 回閣僚会議に向けてこれら活動に関する報告書を作成するものとする。

電子商取引

34.我々は、1998 年 5 月 20 日の閣僚宣言以降に一般理事会及びその他関連機関で行われた作業について記録し又電子商取引に関する作業プログラムを継続することを合意する。これまでの作業は、電子商取引が開発の全ての段階で加盟国の貿易にとって新たな挑戦及び機会を創出することを示しており、又電子商取引の将来の発展にとって有利となる環境を創出し又維持する重要性を我々は認識する。我々は、一般理事会に対し作業プログラムを取扱う最も適切な機構取極めを検討し、また第 5 回閣僚会議に対してその後の進展について報告することを指示する。我々は、加盟国が第 5 回閣僚会議まで電子商取引について関税を課さない現行慣行を維持する旨宣言する。

小規模経済

35.我々は、一般理事会の支援を得て、小規模経済の貿易に関する問題を審査する作業プログラムについて合意する。本作業の目的は、小規模、脆弱な経済の多数国間貿易制度への全面的な統合について特定された貿易関連問題に対する回答の枠組を策定し又 WTO 加盟国について下位範疇を創出しないことである。一般理事会は、作業プログラムを審査し又第 5 回閣僚会議に作為の勧告を行うものとする。

貿易、債務及び金融

36.我々は、一般理事会の支援を得て、貿易、債務及び金融との関係、及び WTO の指令及び権限内で開発途上国及び後発開発途上国の対外債務問題に対する恒久的な解決に寄与する多数国間貿易制度の能力を強化し、多数国間貿易制度を金融及び通貨不安定の影響から保護する目的で国際貿易、金融及び通貨政策の一貫性を強化するため執ることができる手続きに関する全ての可能な勧告に関する審査について合意する。一般理事会は、審査の進展について第 5 回閣僚会議に報告するものとする。

貿易と技術移転

37.我々は、一般理事会の支援を得て、貿易と技術移転の関係及び WTO の権限内で開発途上国に対する技術移転のフローを増加するため執ることができる手続きに関する全ての可能な勧告の審査について合意する。一般理事会は、審査の進展について第 5 回閣僚会議に報告するものとする。

技術協力と能力育成

38.我々は、技術協力と能力育成が多数国間貿易制度の開発局面のコア要素であることを確認し、又 WTO の能力育成、成長及び統合の技術協力に対する新戦略を歓迎し且つ支持する。我々は、事務局に対し、その他関連機関と調整して、貿易を貧困削減の国家経済開発及び戦略の主流とする国内努力を支援する旨指示する。WTO 技術支援の配付は、WTO

規則及び原則へ調整し、義務を実施し又開放された規則に基づく多数国間貿易制度の恩典を生じることを含む加盟の権利を行使する開発途上国及び後発開発途上国を支援することを目的とするものである。小規模、脆弱及び移行経済並びにジュネーブに駐在代表を持たない加盟国及びオブザーバーに対して優先度が与えられるものとする。我々は、強化されるべきである国際貿易センターの価値ある作業に対する支援を再確認する。

39.我々は、OECD 開発援助委員会及び関連する国際及び地域的政府間機関における二国間贈与者による効率的に調整された技術支援配付に必要となる緊急性を一貫した政策枠組及び時間割内で強調する。調整された技術支援配付で、我々は、事務局長に対し後発開発途上国に対する貿易関連技術支援の統合枠組及び合同統合技術支援プログラム (JITAP)を強化及び合理化する方法を特定するため関連機関、二国間贈与者及び受益者と協議することを指示する。

40.我々は、確実且つ予見可能な融資から恩典を得る技術支援の必要性があることを合意する。我々は従って、予算、財政及び管理委員会に対し、2001 年 12 月の一般理事会による現行年の水準よりも高く且つ上記に概説された活動と同等な全般的な水準で WTO 技術支援に対する長期融資を確保する採択計画を開発する様に指示する。

41.我々は、本閣僚宣言の種々パラグラフにおける技術支援及び能力育成に関する強固な約束を確立した。我々は、パラグラフ 16、22、25-27、33、38-40 及び 43 に含まれるこれら特別約束を再確認し、又持続可能な融資された技術支援及び能力育成プログラムの重要な役割に関するパラグラフ 2 の了解を再確認する。

我々は、事務局長に対し特定されたパラグラフのこれら約束の実施および適切性に関して 2002 年 12 月の一般理事会に対する中間報告と共に第 5 回閣僚理事会に報告することを指示する。

後発開発途上国

42. 我々は、2001 年 7 月に閣僚によって採択されたザンジバル宣言で後発開発途上国 (LDC)

が表明した懸念の重大性を認識する。我々は、LDC の多数国間貿易制度への統合が、意味のある市場アクセス、生産及び輸出基盤の多様化に対する支援、又貿易関連技術支援及び能力育成を必要とすることを認識する。我々は、LDC の貿易制度及びグローバル経済への意味する統合が全ての WTO 加盟国による努力に関係することを合意する。

我々は、LDC を原産とする産品に対する無税、割当枠の無い市場アクセスの目的を約束する。この点で、我々は、2001 年 5 月にブラッセルで開催された第 3 回国連 LDC 会議(LDC-III)での事前の WTO 加盟国による大幅な市場アクセス改善を歓迎する。我々は、LDC に対する市場アクセスの段階的改善の追加的措置についての検討を約束する。LDC の加盟は加盟にとって優先となっている。我々は、LDC の加盟交渉を加速化する作業を合意する。我々は、技術支援の年次計画で LDC 加盟に与える優先順位の反映を事務局

に指示する。我々は、LDC-IIIで行なって約束を再確認し、又WTOが、LDCの作業プログラムを策定する際に、LDC-IIIで採択されWTO権限と整合するブラッセル宣言及び行動プログラムの貿易関連要素を考慮することを合意する。我々は、後発開発途上国小委員会に対し当該作業プログラムの策定し又2002年の最初の会合で一般理事会に合意された作業プログラムの報告を指示する。

- 43.我々は、後発開発途上国に対する貿易関連技術支援の統合枠組(IF)をLDCの貿易開発の実行可能な牽引モデルとして支持する。我々は、開発パートナーに対しLDCを優遇するIF信託基金及びWTO追加予算信託基金への分担金の大幅増加を求める。我々は、コア機関に対し開発パートナーと調整し、IFのレビュー及び選定されたLDCにおける進行中の試験スキームの評価に従ってIFの強化をLDCの供給サイドの制約及び当該モデルの全てのLDCに対する拡大を言及する目的で開拓を求める。我々は、事務局長に対しその他機関の長との調整に従って2002年12月の一般理事会に中間報告書及び第5回閣僚会議にLDCに影響を及ぼす全ての問題について正式報告書の提出を要請する。

特別且つ異なる待遇

- 44.我々は、特別且つ異なる待遇の規定がWTO協定の全体部分であることを再確認する。我々は、開発途上国、特に後発開発途上国が直面した特別な制約を言及する際にその運用に関して表明された懸念を記録する。その関係で、我々は又、一部加盟国が特別且つ異なる待遇に関する枠組協定(WT/GC/W/442).を提案したことを記録する。我々は従って、全ての特別且つ異なる待遇規定は、それらを強化し又それら規定をより詳細、効果的且つ運用容易とする目的で審査されることを合意する。この関係で、我々は、実施関連問題及び懸念に関する決定で規定された特別且つ異なる待遇に関する作業プログラムを支持する。

作業プログラムの組織及び管理

- 45.本宣言の条件に基づき希求される交渉は、2005年1月1日以前に完了されるものとする。第5回閣僚会議は、交渉の進展を評価し、全ての必要とする政治的指針を与え、又必要な場合に決定を行なう。全ての分野の交渉結果が達成された場合、閣僚会議の特別会議が、これら結果の採択及び実施に関して決定するため開催される。
- 46.交渉の全体的実施は、一般理事会の支援の下で貿易交渉委員会によって監督されるものとする。貿易交渉委員会は、2002年1月31日以前に最初の会合を開催するものとする。貿易交渉委員会は、必要な場合適切な交渉機構を設立し又交渉の進展を監督するものとする。
- 47.紛争解決了解の改善及び明確化を除き、交渉の成果の実施、完了及び発効は、包括的約束の一部として扱われるものとする。尤も、早い段階で至った合意は、暫定的又は最終的ペースで実施することができる。早期の合意は、交渉の全体的均衡を評価する際に考

慮されるものとする。

48.交渉は、以下に対して開放されるものとする、

(i)全ての WTO 加盟国、及び

(ii)加盟の手続き過程にある国及び独立関税領域及び一般理事会の定期会合で、加盟条件を交渉する意図を加盟国に通報し又その加盟作業グループが設立されている国及び独立関税領域。

交渉の結果に関する決定は、WTO 加盟国によってのみ取られるものとする。

49.交渉は、全ての効率的な参加を円滑化するため参加国間で透明性のある方法で実施されるものとする。交渉は、全ての参加国に対する恩典を確保し又交渉の結果において全体的な均衡を達成する目的で完了されるものとする。

50.作業プログラムの交渉及びその他側面は、GATT1994 の第 IV 条、開発途上国の異なる且つより有利な待遇、双務的且つより全面的な参加に関する 1979 年 11 月 28 日の決定、後発開発途上国を優遇する措置に関するウルグアイラウンド決定、及び全てのその他関連に WTO 規定に含まれる開発途上国及び後発開発途上国に対する特別且つ異なる待遇の原則を全面的に考慮するものとする。

51.貿易と開発に関する委員会及び貿易と環境に関する委員会は夫々、夫々の権限内で、持続可能な発展を適切に反映させる目的の達成を支援するため交渉の開発上及び環境上の側面を特定及び議論する場として作為するものとする。

52.交渉に関係しない作業プログラムのそれら要素は又、高い優先が与えられる。それらは、一般理事会の全体的な監視の下で求められるものとし、一般理事会は進展について第 5 回閣僚会議に報告するものとする。